

東京家庭裁判所委員会報告

【東京家庭裁判所委員会 委員】 村田 智子 Murata Tomoko (東京弁護士会) (48期)

「少子高齢化、在留外国人の増加の進展と家裁が扱う事件の変化について」

令和6年6月28日、東京家庭裁判所委員会が開催 されました。テーマは「少子高齢化、在留外国人の増加の進展と家裁が扱う事件の変化について」です。

/ 1 裁判所からの報告

①家裁調査官による少年事件の動向についての報告

少年事件の事件数は30年間で大幅に減少しているが、事件内容は特別法犯(詐欺等)が増える等、多様化している。昨今の特徴として、少年には感情コントロール力や社会性・共感性の減少、少年の親には孤独・孤立感、子育て不安が見られる。祖父母等と触れ合う機会の減少、SNSの影響と思われる。家裁は、少年に対しては社会奉仕活動やSNSワーク、親に対しては親子ワーク等を実施しているが、少年の生活体験を広げるために効果的な方法があれば教えていただきたい。

在留外国人は10年間で1.5倍に増加しているが、 在留外国人犯罪少年の総数は減少している。幼少期から日本で生活している少年には言葉の問題により親 とのコミュニケーションが上手くいっていない等の、学 齢期の途中で来日する少年には日本語を話せない等 の、留学生の場合には父母が日本にいない等の問題 が見られる。家裁は、通訳を介して説明をする、親が日 本にいない場合は日本語学校の教師に協力を求める 等の工夫をしているが、外国人少年に対する指導の 際に留意する事項があれば教えていただきたい。

②家裁裁判官による家事事件に及ぼす影響(成年後 見事件等を中心に)の報告

親族申立てが減少(首長申立てが増加)し、後見人に親族が選任される事件も減少している。親族後見人の減少により、親族ではない後見人が「身元保証」や「医療同意」を求められる、死後事務の困難化等の問題が生じている。関連して、相続放棄の件数、空き家率、相続財産清算事件が増加している。

③家裁裁判官による渉外家事事件の動向についての 報告

在留外国人の増加に伴い、渉外家事事件は10年 前と比較して約1.5倍に増加した。全国の家事事件に 占める東京家裁の事件数は11.6%だが、渉外家事事件については19.9%であり、渉外家事事件の占める割合が大きい。そこで、東京家裁では、日本で唯一、渉外家事事件係を設置している。渉外家事事件の特徴として、外国法の調査と理解が必要、言葉の壁や文化的背景の違いによる意見調整の困難さ等がある。国際感覚が豊かな調停委員を確保するための工夫についてうかがいたい。

🖊 2 意見交換

- ①報告①に関しては、「少年の生活体験を広げるためには地域のコミュニティの諸活動に参加することが有意義ではないか」という意見や、外国人少年について「日本語教育が重要」、「同じ国の人が多人数集まるとその国の慣習等を優先する傾向があるので注意すべき」、「同年代の日本の若い学生が接することが有効」という意見が出されました。
- ②報告②に関しては、「以前より首長申立てをしてもらいやすくなったと思う」、「医療機関としては承諾書がなければ手術等をしにくいという問題がある」、「空き家問題に対応するには生前贈与のハードルを低くする等の対応が必要ではないか」との意見が出されました。また、親族以外の知人等を成年後見人に選任することや、相続人不存在の場合に特別縁故者でない者が死後事務を行った際の取扱いについて、意見交換がなされました。
- ③報告③に関しては、「渉外家事事件を担当している 弁護士を家事調停委員として活用できるのではな いか」という意見が出ました。

次回は、令和6年11月27日開催で、テーマは「世代 や立場の異なる職員の多様な意見と経験を活かすた めの方策」となりました。

[※]地裁・家裁の各委員会で取り上げてもらいたい話題やご意見等がありま したら、当会バックアップ協議会担当者(第二東京弁護士会司法調査課 電話番号 03-3581-2259)までご連絡ください。